

---

# 結婚式総合補償保険 普通保険約款および特約

---

2022年2月

 **リスタ少額短期保険**

名称	ページ
費用・利益保険 普通保険約款	1
結婚式総合補償特約	11
結婚式総合補償の補償追加特約	23
結婚式総合補償の保険金額減額特約	25
クレジットカード払い特約	26
コンビニエンスストア払い特約	27

## 費用・利益保険 普通保険約款

### 第1条（用語の定義等）

この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

(2) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(3) 告知事項

危険に関する重要な事項のうち、弊社が定める保険契約申込書の記載事項または弊社の運用するインターネット上の契約情報画面の入力事項とすることによって弊社が告知を求めたものをいいます。

(4) 被保険者

保険証券に記載された、この保険の補償の対象となられる方をいいます。

(5) 保険期間

この保険契約により補償する期間のことで、保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。

(6) 保険金

この保険により支払われる費用・利益保険金をいいます。

(7) 保険証券

この保険契約の保険証券をいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

弊社は、不測かつ突発的な事故によって被保険者が被る費用損害または喪失利益損害（以下、「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款および付帯された特約に従い、保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

弊社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

- (2) 前号に規定する者以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その方が受け取るべき金額に限ります。
2. 弊社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下、この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故

#### 第4条（保険金の支払額）

弊社は、保険証券記載の保険金額を限度とし、この普通保険約款および付帯された特約に従い、損害の額（損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を控除した額とします。以下同様とします。）を保険金として、支払います。

#### 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害を補償する他の保険契約または共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下、「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、弊社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第6条（保険責任の始期および終期ならびに保険料の払込み）

弊社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に終わります。

2. 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
3. 保険契約者は、この保険契約に付帯された保険料の払込みに関する特約（以下、「保険料払込特約」といいます。）の規定により定めた保険料の払込方法に従い、保険料を払い込まなければなりません。ただし、この

保険契約に保険料払込特約が付帯されていない場合には、保険期間の初日までに保険料を払い込むものとします。

4. 保険期間が開始した後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、第1項の規定にかかわらず、この保険契約に付帯された保険料払込特約で別に定める場合を除き、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

#### 第7条（保険契約者に対する通知の方法）

弊社が、この保険契約において、保険契約者に通知を行う場合は、保険証券に記載された保険契約者の住所（以下、「保険契約者の住所」といいます。）にあてた書面または保険証券に記載された保険契約者の電子メールアドレスにあてた電子メールによりこれを行います（以下、「保険契約者に対する通知」といいます。）。

#### 第8条（保険契約の申込み）

弊社に対して保険契約の申込みをしようとする方は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができます。

- (1) 弊社が定める保険契約申込書（以下、「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、これを弊社に送付すること
  - (2) 弊社の運用するインターネット上の契約情報画面（以下、「契約情報画面」といいます。）に所要の事項を入力するとともに、契約情報画面の内容を確認したうえで、これを弊社に送信すること
2. 前項の規定により、弊社が申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対する保険証券の送付による通知をもって、保険料および引受内容をお知らせします。
  3. この保険契約に保険料払込特約が付帯されていない場合、保険契約者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく通知された保険料を通知された方法で弊社に対して払い込まなくてはなりません。
  4. 前項の場合で、弊社が保険契約者に第2項の通知を行った日（以下、「通知日」といいます。）の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が通知された保険料を払い込まなかったときは、弊社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を引き受けなかったものとして取り扱うことができます。
  5. 第2項において、引受けを行わないものについては、弊社は、保険契約者に対する通知をもって、引受けを行わない旨およびその理由をお知らせします。

#### 第9条（告知義務）

保険契約者または被保険者になる方は、保険契約締結の際、告知事項について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。

2. この保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について、弊社に事実を告げずまたは事実でないこともしくは事実に基づかないこと（以下、「不実のこと」といいます。）を告げた場合には、弊社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかの場合には適用しません。
  - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 弊社がこの保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた事項が不実であることを知ってい

た場合、または過失によってこれらを知らなかった場合

- (3) 保険契約者または被保険者が、保険金の支払事由が発生する前に、告知事項について書面をもって更正を弊社に申し出て、かつ、弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、この保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を弊社に告げていたとしても弊社がこの保険契約を締結していたと認められるときに限り、弊社は、これを承認するものとします。
  - (4) 弊社が前項の規定による解除の原因があることを知った時からこの保険契約を解除せずに1か月を経過した場合またはこの保険契約を締結した時から5年を経過したとき。
  - (5) 弊社のために保険契約の締結の媒介を行う募集人（以下、この条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
  - (6) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、弊社に事実を告げずまたは不実のことを告げることを勧めたとき。
  - (7) 前2号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第1項の規定により弊社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。
4. 保険金の支払事由が発生した後に第2項の解除が行われた場合でも、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。
  5. 前項の規定は、保険金の支払事由が第2項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかずに発生した場合については適用しません。

#### 第10条（通知義務）

- 保険契約者または被保険者は、この保険契約締結後、申込書その他の書類の記載事項または契約情報画面の入力事項の内容に変更を生じさせる事実（申込書その他の書類の記載事項または契約情報画面の入力事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、弊社に通知する必要はありません。
2. 前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、遅滞なく同項の規定による通知をしなかったときは、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  3. 前項の規定は、弊社が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
  4. 第2項の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。
  5. 前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険金の支払事由に対しては適用しません。

6. 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
7. 前項の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

#### 第11条（保険契約者の住所に関する通知義務）

保険契約者の住所に変更があった場合は、保険契約者は、遅滞なくその旨を弊社に通知しなければなりません。

2. 保険契約者が前項の規定による通知を怠った場合は、弊社にお届けのあった最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

#### 第12条（保険契約に関する調査）

弊社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができます。

2. 保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人が、正当な理由がなく前項の調査を拒んだ場合は、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定は、同項に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

#### 第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第14条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

2. 前項の規定の適用にあたっては、弊社のために保険契約者との保険契約の締結の媒介を行う募集人を媒介として弊社と保険契約を締結した場合を含むものとします。

#### 第15条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、弊社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

#### 第16条（重大事由による解除）

弊社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機

- 関) または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
- ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下、同様とします。）に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④ 保険契約者が法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者が、第1号から前号までの事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
2. 前項の規定による解除が保険金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、前項第1号から第4号までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。
3. 第1項の規定による解除が第1項第3号のみに該当することによりなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

#### 第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第18条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）

- 第9条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
2. 第10条（通知義務）第1項の事実の発生によって危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を返還または請求します。
3. 弊社は、保険契約者が前2項の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
4. 第1項または第2項の規定による追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、弊社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

5. 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険金の支払事由については適用しません。
6. 弊社は、第1項および第2項のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を弊社に通知し、承認の請求を行い、弊社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
7. 前項の規定により、追加保険料を請求する場合において、弊社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日（保険契約者による通知を弊社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を弊社が受領した日と同じである場合は、弊社が保険契約条件の変更を承認した時とします。）までにその支払を怠ったときは、弊社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

#### 第19条（保険料の返還－契約の無効・失効の場合）

- 第13条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、弊社は、保険料を返還しません。
2. 保険契約が失効（保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。）となる場合には、弊社は、領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を返還します。

#### 第20条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第14条（保険契約の取消し）の規定により、弊社が保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険料を返還しません。

#### 第21条（保険料の返還－契約解除の場合）

- 第9条（告知義務）第2項、第10条（通知義務）第2項もしくは第6項、第16条（重大事由による解除）第1項、第18条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第3項またはこの保険契約に適用される特約の規定により、弊社が保険契約を解除した場合には、弊社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を返還します。ただし、既経過期間中に保険金の支払事由が発生し、保険金を支払った場合は、保険料は返還しません。
2. 第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、弊社は、領収した保険料から既経過期間（1か月未満の端数は切り上げます。）に対し月割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、弊社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に保険金の支払事由が発生し、保険金を支払った場合は、保険料は返還しません。

#### 第22条（弊社による保険期間中の保険契約の変更）

- 損害が弊社の想定を超えて頻発したことにより、この保険の保険料の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況

が発生した場合、弊社は、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険期間中において、未経過期間に対する保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足する場合、弊社は、弊社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

#### 第23条（事故の通知）

保険契約者または被保険者は、損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

2. 損害が生じた場合は、弊社は、保険契約に関して必要な調査をすることができます。
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第24条（損害防止義務および損害防止費用）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2. 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前項に規定する義務を履行しなかった場合は、弊社は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
3. 弊社は、第1項の措置に必要なまたは有益であった費用は負担しません。

#### 第25条（保険金の請求）

弊社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の各号に掲げる書類のうち弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。
  - (1) 保険金請求書
  - (2) 損害の額を証明する書類
  - (3) 事故原因を確認する書類
  - (4) その他弊社が次条第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を一にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下、この項において同様とします。）
  - (2) 前号に規定する方がいない場合または前号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を一にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する方がいない場合または前2号に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合に

は、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

4. 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。
5. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第26条（保険金の支払時期）

弊社は、被保険者が前条第2項および第3項の規定による手続きを完了した日（以下、この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しに該当する事実の有無
  - (5) 第1号から前号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
  - (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - (3) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
  - (4) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - (5) 事故発生の原因となる事由もしくは損害の発生状況の検証・分析に特殊な専門知識・技術を要する場合ま

- たは同一の事故により多数の被保険者もしくは多数の保険の対象が損害を被った場合において、前項第1号から第4号までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
3. 前項第1号から第5号までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、同項第1号から第5号までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、弊社は、同項第1号から第5号までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
  4. 前3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前3項の期間に算入しないものとします。
  5. 保険金の支払が前4項の規定による保険金の支払時期よりも後になる場合は、弊社は、その経過日数に応じて、保険金に利息を付して支払います。

#### 第27条（代位）

弊社が保険金を支払った場合において、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得したときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - (2) 前号以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
  3. 保険契約者および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### 第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）第1項に定める時の属する日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第29条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、弊社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う弊社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
3. 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する義務を負うものとします。

#### 第30条（保険証券の不発行の特則）

保険契約締結の際に、弊社と保険契約者との間に、あらかじめ保険証券を発行しないことについての合意がある場合に限り、弊社は保険証券を発行しません。

2. 前項の場合、弊社は、この保険契約の契約内容として、弊社の運用するインターネット上の画面による提示等の電磁的方法で保険契約者に提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。

#### 第31条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。

#### 第32条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、弊社の本店所在地または保険金の受取人の住所を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 結婚式総合補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

##### (1) 汚損

財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

##### (2) 救急搬送

結婚式の開催時間中に応急救護電話番号（119番ダイヤル）宛に救急搬送の電話依頼が行われた後、被保険者または招待客が実際に救急車により病院その他医療施設へ搬送されたことをいいます。

##### (3) 兄弟姉妹

親または親の配偶者の子（自分を除く。）をいい、血族に限りません。

##### (4) 結婚式

保険証券記載の被保険者が新郎新婦として日本国内で開催する挙式、披露宴およびパーティーで、次の①から③までの全てに該当するものをいいます。

① 保険証券記載の結婚式開催日の0時から24時の間に開始するもの

② 開催場所が保険証券記載の結婚式会場敷地内であるもの

③ 結婚式の開催について、事業者と書面（注1）による契約が締結されているもの

（注1）新郎新婦、結婚式開催日、結婚式会場、事業者および結婚式開催を約する事実が確認できる書面をいいます。

##### (5) 結婚式開催日

保険証券記載の被保険者が挙式、披露宴またはパーティーを開催する日で、保険証券の結婚式開催日欄に記載された日をいいます。

(6) 結婚式会場

保険証券記載の被保険者が挙式、披露宴またはパーティーを開催する場所で、保険証券の結婚式会場欄に記載された所在地の敷地内をいいます。

(7) 産じょく

分娩の終了から非妊正常状態に復元するまでの間に母体に生じた体重の減少、悪露の排出、発熱（産褥熱）、後陣痛、乳汁の分泌、子宮の縮小、鬱状態（産褥鬱）、その他の身体精神の全般にわたる大きな変化をいいます。

(8) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより、保険契約の全部または一部の効力が失われるときを除きます。

(9) 修理費

損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態（注1）に復旧するために必要な修理費用をいいます。このとき、損害が生じた物の復旧に際して、弊社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用が補修による修理費用を超えると認めたときは、その部分品の修理費用は補修による修理費用とします。

（注1）構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。

(10) 招待客

保険期間中に被保険者が開催する結婚式に、被保険者により招待された参加者をいい、被保険者の親族ならびに仲人および媒酌人を含みます。ただし、業としてサービスを提供するために招待された参加者を除きます。

(11) 書面等

書面または弊社の定める通信方法をいいます。

(12) 新郎、新婦、新郎新婦

結婚式をおこなう当事者のことをいい、性別を問いません。

(13) 精神疾患

外因性あるいは内因性のストレス等による脳、脳細胞あるいは心の機能的・器質的な障害をいい、パニック障害、適応障害を含みます。

(14) 中止

保険証券記載の開催日および会場において開催を予定していた結婚式を開催しなかったことをいい、一部開催一部中止の場合を含みません。再開催の有無を問いません。

(15) 入院

入院とは、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(16) 被保険者

保険の補償を受けることができる方をいい、保険証券記載の新郎および新婦をいいます。

(17) 父母

継父または継母を含みます。継父には、母と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および母と戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含

み、継母には、父と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および父と戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(18) 保険金

この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、弊社が被保険者に払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、結婚式中止費用保険金、修理費用保険金、救急搬送費用保険金です。

(19) 保険金額

保険証券記載の保険金額（結婚式中止費用保険金の支払限度額）をいい500万円とします。

(20) 無効

保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。

(21) 免責金額

支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。

第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）

弊社は、次の各号に掲げるいずれかの事由（結婚式中止費用保険金における支払事由とします。）が発生し、これを直接の原因として結婚式中止したことにより、被保険者または被保険者の法定相続人が次条に規定する費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、結婚式中止費用保険金を支払います。

(1) 被保険者または被保険者の父母、兄弟姉妹もしくは子の死亡（子の死亡には、昭和21年厚生省令第42号（死産の届出に関する規程）により届け出なければならない死産（注1）を含みます。）

(2) 被保険者または被保険者の父母もしくは子の、傷害または疾病による入院開始。ただし、入院が継続して7日以上に及んだ場合（注2）に限るものとし、検査のための入院または、保険期間開始前にすでに予定されていた入院（注3）を除きます。

(3) 結婚式当日における、被保険者が入院中である状態、または被保険者の疾病または傷害の療養を目的とする医師による自宅または特定の場所での待機指示（結婚式当日までに、医師から結婚式当日の入院または待機が必要であると診断または指示を受けた場合を含みます。ただし、当該診断または指示が保険期間の開始前に既になされていたときを除きます。）

(4) 火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による、被保険者の平時居住する家屋（日本国内の家屋に限ります。）の半壊以上の損害、またはこれに収容される被保険者所有の家財の100万円以上の損害

（注1）妊娠第4月以後における死児の出産をいいます。

（注2）結婚式開催日として予定していた日（以下、「結婚式開催予定日」といいます。）を越えて入院する場合については当該結婚式開催予定日を越えて入院した日数を含むものとし、入院中に死亡に至った場合については入院が継続して7日以上に及んだものとみなします。

（注3）医師から、入院日程提示のうえ具体的に入院を指示された場合をいいます。

第3条（結婚式中止費用保険金における損害の定義）

前条の「損害」とは、結婚式に関し業として有償で提供される次の各号に掲げるサービス（以下、「結婚式サービス」といいます。）について、結婚式中止したことによって、取消料、違約料その他の名目において、全部または一部の払戻しを受けられない費用の支出または支払いを要する費用の支出をいいます。ただし、違

約金規定があるものに限ります。また、被保険者が既に受領し所有権を取得した物品（結婚式の中止に伴い返品したものは除きます。）の対価および他人から回収できた費用については、これを差し引くものとします。

- (1) 結婚式の開催について、事業者との間で締結された契約に基づくサービス
- (2) 前号以外のサービスで、結婚式のために提供される次の①から③に該当するもの。ただし、事業者と書面（注1）による契約が締結されているものに限ります。

① 被保険者本人が着用する衣装または装飾品に基づくサービス。ただし、買い取りの衣装または装飾品は除きます。

② 会場装飾花に基づくサービス

③ 司会、撮影、演奏、エンターテイメントに基づくサービス

（注1）契約書、発注書、申込書等、契約の事実を証明できる書面で、契約当事者、契約日、サービスの提供を受ける日およびサービスの内容が確認できるものをいいます。

2. 前項の費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

#### 第4条（結婚式中止費用保険金を支払わない場合）

弊社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた損害に対しては、結婚式中止費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの方の法定代理人（注1）の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- (3) 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その方が受け取るべき金額に限ります。
- (4) 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用
- (5) 被保険者が次の①から③のいずれかに該当する間に発生した事故
  - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
  - ② 酒に酔った状態（注2）で自動車または原動機付自転車を運転している間
  - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- (6) 産じょくによる入院または医師による待機指示
- (7) 精神疾患による入院または医師による待機指示
- (8) 頸部症候群（注3）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (10) 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前2号の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注4) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

2. 弊社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、結婚式中止費用保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が結婚式サービスを契約する前に支払事由が発生していた場合
- (2) 結婚式サービスの提供を受けた後に、被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式中止した場合
- (3) 結婚式中止が第14条（保険責任期間）に規定する保険責任の開始後（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収後）の場合であっても、保険責任の開始前（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収前）に支払事由が発生していたため被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式中止した場合

#### 第5条（結婚式中止費用保険金の支払額）

弊社は、被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式サービスをキャンセルした日（注1）に応じて、次に定める額を結婚式中止費用保険金として支払います。

- (1) 結婚式サービスをキャンセルした日が、支払事由の発生日（注2）からその日を含めて30日以内である場合

被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額

- (2) 結婚式サービスをキャンセルした日が、支払事由の発生日からその日を含めて31日後以降である場合  
被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額と、支払事由の発生日からその日を含めて30日後にキャンセルしていた場合に負担した損害の額とのどちらか低い額

(注1) 結婚式サービスをキャンセルした日とは、被保険者または被保険者の法定相続人と結婚式サービスの提供事業者とが結婚式サービスの提供中止を合意したことにより、中止費用の発生が確定した日をいいます。以下、この条において同じ。

(注2) 第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）第3号の「結婚式当日における、被保険者が入院中である状態」にあっては、結婚式当日ではなく、当該入院を開始した日とします。「自宅または特定の場所での待機指示」にあっては、結婚式当日ではなく、当該待機指示がなされた日とします。以下、この条において同じ。

2. 結婚式中止費用保険金の支払金額は、支払事由の発生日に応じて次に定める金額を限度とします。

- (1) 結婚式の当日 保険金額×100%
- (2) 結婚式の10日前から前日 保険金額×95%
- (3) 結婚式の30日前から11日前 保険金額×60%
- (4) 結婚式の60日前から31日前 保険金額×45%
- (5) 結婚式の90日前から61日前 保険金額×35%
- (6) 結婚式の120日前から91日前 保険金額×30%
- (7) 結婚式の150日前から121日前 保険金額×20%
- (8) 結婚式の180日前から151日前 保険金額×10%
- (9) 結婚式の365日前から181日前 保険金額×4%
- (10) 結婚式の2年前の翌日から366日前 保険金額×2%

## 第6条（修理費用保険金を支払う場合）

弊社は、次の各号に掲げるいずれかの事由（修理費用保険金における支払事由とします。）により、被保険者が次条に規定する費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、修理費用保険金を支払います。

- (1) 結婚式会場の天井、壁、床、屏風、カーテン、絨毯、テーブル、椅子、その他調度品の破損・汚損
- (2) 結婚式会場の照明設備、スクリーン、映像投影装置、音響装置の破損・汚損
- (3) 被保険者が結婚式の当日に着用した借用衣装（注1）の破損  
（注1）衣装、帽子、装飾品、靴をいいます。

## 第7条（修理費用保険金における損害の定義）

前条の「損害」とは、結婚式が開催された場合で、結婚式において被保険者の利用する結婚式会場の破損もしくは汚損または借用衣装の破損が生じた場合において、被保険者がその利用契約（書面(注1)により業として締結された有償契約の場合に限ります。）に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときの、破損または汚損が生じた結婚式会場または破損が生じた借用衣装を破損または汚損の発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）の支出をいいます。ただし、他人から回収できた費用については、これを差し引くものとします。

（注1）契約書、発注書、申込書等、契約の事実を証明できる書面で、契約当事者、契約日、利用日および対象物の内容が確認できるものをいいます。

2. 前項の費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

## 第8条（修理費用保険金を支払わない場合）

弊社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者もしくは招待客またはこれらの方の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その方が受け取るべき金額に限ります。
- (3) 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 前3号の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは招待客の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

#### 第9条 (修理費用保険金の支払額)

弊社は、次に定める額を修理費用保険金として支払います。

- (1) 第6条 (修理費用保険金を支払う場合) 第1号または第2号に該当する場合  
被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、100万円を限度とします。
  - (2) 第6条第3号に該当する場合  
被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、30万円を限度とします。
2. 結婚式開催日に結婚式会場に対する破損・汚損または借用衣装に対する破損が複数回発生したときにお支払いする修理費用保険金の合計限度額は、次の各号の通りとします。
- (1) 結婚式会場に対する破損・汚損の修理費用の合計額および借用衣装に対する破損の修理費用の合計額を合算した額に対して、100万円を限度として修理費用保険金を支払います。
  - (2) 前号の修理費用に借用衣装に対する修理費用が含まれている場合は、借用衣装に対する破損の修理費用保険金としては、30万円を限度として支払います。
3. 修理費用の額から差し引く3万円は、結婚式会場に対する破損・汚損の修理費用の合計額および借用衣装に対する破損の修理費用の合計額を合算した額から1回のみ差し引くものとし、それぞれの破損または汚損に対する修理費用ごとには差し引きません。

#### 第10条 (救急搬送費用保険金を支払う場合)

弊社は、結婚式が開催された場合で、結婚式開催日での被保険者または招待客の結婚式会場からの救急搬送 (救急搬送費用保険金における支払事由とします。) により、被保険者が次条に規定する費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、救急搬送費用保険金を支払います。ただし、次の各号に掲げるいずれかの救急搬送に限ります。

- (1) 結婚式会場事業者の使用人が目撃した救急搬送
- (2) 記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる救急搬送

#### 第11条 (救急搬送費用保険金における損害の定義)

前条の「損害」とは、次の費用の支出をいいます。

- (1) 被保険者または招待客の救急搬送に対する見舞費用
  - (2) 被保険者または招待客を緊急に病院その他医療施設に搬送するために要した費用
  - (3) 病院その他医療施設における応急手当に要した費用
  - (4) 被保険者または招待客の結婚式開催日当日の治療に要した費用
  - (5) 被保険者または招待客がやむを得ない事情により、結婚式会場において医師 (被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。) の応急治療に要した費用
2. 前項の費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

#### 第12条 (救急搬送費用保険金を支払わない場合)

弊社は、いかなる場合においても、結婚式開催日に結婚式会場から直接救急搬送された場合以外に対しては、救急搬送費用保険金を支払いません。

2. 弊社は、保険契約者、被保険者もしくは救急搬送された招待客自身またはこれらの方の法定代理人（注1）による次の各号に掲げる行為が原因となった救急搬送に対しては、救急搬送費用保険金を支払いません。

(1) 闘争行為、自殺行為または犯罪行為

(2) 自動車または原動機付自転車の運転

（注1）保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは救急搬送された招待客自身の法定代理人  
が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

3. 弊社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた損害に対しては、救急搬送費用保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者もしくは招待客またはこれらの方の法定代理人（注1）の故意または重大な過失

(2) 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その方が受け取るべき金額に限ります。

(3) 救急搬送された被保険者または招待客が頸部症候群（注2）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。

(4) 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者または招待客の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用

(5) 被保険者または招待客の精神疾患による救急搬送。ただし、被保険者または招待客の急性アルコール中毒による救急搬送を除きます。

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(7) 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(8) 前2号の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

(9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは招待客の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注3）核燃料物質には使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

### 第13条（救急搬送費用保険金の支払額）

弊社は、次に定める額を救急搬送費用保険金として支払います。

(1) 第11条（救急搬送費用保険金における損害の定義）第1項第1号に該当する費用

被保険者または招待客の救急搬送一名（付き添いを除きます。）につき1万円とし、20万円を限度とします。ただし、同一人が、結婚式開催日に複数回救急搬送された場合でも、救急搬送者1名につき1回のみお支払いするものとします。

(2) 第11条第1項第2号から第5号に該当する費用

被保険者が負担した費用の額とし、前号の額と合算し、総額20万円を限度とします。

#### 第14条（保険責任期間）

この特約における弊社の保険責任は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期ならびに保険料の払込み）第1項の規定にかかわらず、保険期間の初日または保険契約者が保険料の払込みの手続きを完了した日の翌日のどちらか遅い日に始まり、結婚式開催日または保険期間の初日から2年を経過する日のどちらか早い日に終わります。

2. 結婚式開催日の前日から起算して30日前までに、保険契約の締結および保険料の払込みの手続きが完了しない場合、保険契約者はこの保険契約を取り消すものとし、保険料が払い込まれていた場合、弊社は払い込まれた保険料の全額を返還します。

#### 第15条（結婚式開催日・結婚式会場の変更）

結婚式開催日または結婚式会場を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を弊社に書面等によって弊社が求める書類とともに通知しなければなりません。

2. 結婚式開催日を変更する場合、変更後の結婚式開催日に応じて次の通り取り扱うものとします。
    - (1) 変更後の結婚式開催日が保険期間の初日または保険料支払日のいずれか遅い日から起算して30日以内の日付である場合  
保険契約者はこの保険契約を取り消すものとし、弊社は保険料全額を返還します。
    - (2) 変更後の結婚式開催日が保険期間の初日から2年を超えた日付である場合  
補償の対象となる結婚式の開催日が変更後の結婚式開催日に変更され、この保険契約は保険期間の初日から2年を経過する日に終了します。
  3. 第1項の結婚式開催日または結婚式会場の変更を弊社が承認した場合において、変更承認前に既に発生していた支払事由により変更後の結婚式を中止したときの結婚式中止費用保険金の支払額は、第5条（結婚式中止費用保険金の支払額）第1項の規定ではなく次の通りとします。
    - (1) 結婚式サービスをキャンセルした日（注1）が、支払事由の発生日（注2）からその日を含めて30日以内である場合  
被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額と、結婚式サービスをキャンセルした日に変更前の結婚式サービスをキャンセルした場合に負担した損害の額のどちらか低い額
    - (2) 結婚式サービスをキャンセルした日が、支払事由の発生日からその日を含めて31日後以降である場合  
次の①から③のいずれか低い額
      - ① 被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額
      - ② 被保険者または被保険者の法定相続人が支払事由の発生日からその日を含めて30日後に変更後の結婚式サービスをキャンセルしていた場合に負担した損害の額
      - ③ 被保険者または被保険者の法定相続人が支払事由の発生日からその日を含めて30日後に変更前の結婚式サービスをキャンセルしていた場合に負担した損害の額
- （注1）結婚式サービスをキャンセルした日とは、被保険者または被保険者の法定相続人と結婚式サービスの提供事業者とが結婚式サービスの提供中止を合意したことにより、中止費用の発生が確定した日をいいます。以下、この条において同じ。

(注2) 第2条(結婚式中止費用保険金を支払う場合)第3号の「結婚式当日における、被保険者が入院中である状態」にあっては、結婚式当日ではなく、当該入院を開始した日とします。「自宅または特定の場所での待機指示」にあっては、結婚式当日ではなく、当該待機指示がなされた日とします。以下、この条において同じ。

4. 結婚式開催日を当初の日程より前の日付に変更した場合において、弊社がその変更を承認する前に既に発生していた支払事由により変更後の結婚式中止したときの結婚式中止費用保険金の支払限度額については、第5条(結婚式中止費用保険金の支払額)第2項の「結婚式」とあるのは「変更前の結婚式」と読み替えて適用します。

#### 第16条(保険契約の無効)

保険期間の開始前に(保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収する前に、または保険料を領収することなく)結婚式中止し(日程変更または会場変更により改めて開催する場合を除きます。)、または結婚式サービスを提供する事業者側の事情その他の被保険者の責めによらない事情により結婚式の開催が不能となっていた場合(代替開催等により改めて開催される場合を除きます。)は、この保険契約は無効とします。

#### 第17条(保険契約の失効)

保険責任の開始後(保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収して以降)に、火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による結婚式会場の損壊、結婚式サービスを提供する事業者の破産、その他被保険者の責めによらずに結婚式サービスの提供がなされなくなった場合は、この保険契約は失効します。ただし、結婚式サービスを提供する事業者が代替開催を行う場合、結婚式サービスを提供する当該事業者以外の事業者が結婚式開催に係る債務を引き継ぐ場合は、この限りではありません。

#### 第18条(保険契約の消滅)

保険契約締結後、結婚式中止費用保険金をお支払いしたときに、この保険契約は消滅します。

2. 保険責任の開始後(保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収して以降)に結婚式中止した場合(日程変更または会場変更により改めて開催する場合を除きます。)であって、次の各号に掲げるいずれかの理由により結婚式中止費用保険金が支払われないときは、この保険契約は、結婚式サービスをキャンセルした日(注1)に消滅します。

- (1) 結婚式中止した理由が、第2条(結婚式中止費用保険金を支払う場合)各号の支払事由以外であるため
- (2) 第4条(結婚式中止費用保険金を支払わない場合)各号のいずれかに該当するため
- (3) 被保険者または被保険者の法定相続人に結婚式中止したことによる費用の支出が生じていないため
- (4) 第2条各号の支払事由の発生が保険責任の開始前(保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収する前)であるため

(注1) 第5条(結婚式中止費用保険金の支払額)第1項(注1)に規定する「結婚式サービスをキャンセルした日」をいい、中止費用が発生しない場合を含みます。

## 第19条（保険料の返還）

普通保険約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、普通保険約款第21条（保険料の返還－契約解除の場合）第2項の規定にかかわらず、弊社は、保険料は返還しません。ただし、保険期間の開始前に解除した場合は、保険料全額を返還します。

2. 第16条（保険契約の無効）に規定する保険契約の無効の場合は、弊社は、保険料全額を返還します。
3. 前条に規定する保険契約の消滅の場合は、弊社は、保険料は返還しません。

## 第20条（保険金の請求）

弊社に対する保険金請求権は、被保険者またはその法定相続人に保険金ごとに定める損害が発生した時から発生し、これを行使できるものとします。

2. 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち弊社が求めるものを提出しなければなりません。
3. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
4. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または別表もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
5. 弊社は、医師が発行する診断書または、証明書（ともに原本）の取得に必要とした費用については、支払いません。

## 第21条（保険金の支払を請求できる方が複数の場合の取扱い）

保険金の支払を請求できる方が2名以上である場合は、弊社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる方を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金の支払を請求できる方の中の1名に対して行う弊社の行為は、他の保険金の支払を請求できる方に対しても効力を有するものとします。

## 第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

普通保険約款およびこの特約の規定によって支払われる損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、弊社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

2. それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額を損

害の額とします。

第23条（指定医師が作成した診断書等の要求）

弊社は、別表①または③の書類を受け取った場合は、保険金のお支払いにあたり、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方等の関係者に対し弊社の指定する医師が作成した被保険者または被保険者の2親等内の親族の診断書の提出を求めることができます。

2. 前項の規定による診断のために要した費用は、弊社は負担しません。

第24条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

① 結婚式中止費用保険金

		第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合） 各事由ごとの証明書類			
			死亡	入院または医師 による待機指示	家財または 家屋の損害
1	保険金請求書	原本	◎	◎	◎
2	結婚式サービスの契約書	コピー可	◎	◎	◎
3	上記2の違約金規定	コピー可	◎	◎	◎
4	上記2を中止したことに対する違約金請求書	コピー可	◎	◎	◎
5	結婚式サービスに要する費用の額が確認できる書類（最新見積書等）	コピー可	◎	◎	◎
6	事由証明書各種				
	・死亡届書記載事項証明書	原本	○		
	・死産届書記載事項証明書	原本	○		
	・戸籍または除籍の抄本もしくは謄本	コピー可	○		
	・死亡の記載がある住民票の写し	コピー可	○		
	・医師による死亡診断書	原本	○		
	・死体検案書	原本	○		
	・弊社書式または医療機関の発行する診断書（医療機関の名称および医師の署名済のもの）	原本		◎	
	・入院開始日および入院日数を記載した医療機関の証明書類	原本		◎	
	・弊社の定める事故状況報告書	原本			○

・警察署、消防署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書	原本			○
・建物または家財の損害の程度を証明するための資料	原本			◎

◎・・・・・・提出必須書類

○・・・・・・これらのうち、弊社が求めるもの

## ② 修理費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・損害が発生した結婚式会場または借用衣装の利用契約締結を証明する書面	コピー可	◎
	・修理費用請求書	コピー可	◎
	・結婚式会場または借用衣装の損害発生的事实および損害の程度を証明するための資料（写真等）	原本	◎

◎・・・・・・提出必須書類

## ③ 救急搬送費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・搬送者が被保険者の招待客であることを証明する資料	コピー可	○
	・被保険者および結婚式会場事業者が署名または記名捺印した弊社所定の事故状況報告書	原本	○
	・被保険者または招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送されたことが客観的に確認できる映像等が記録された記録媒体	コピー可	○
	・被保険者または招待客の搬送、応急処置および当日の治療に要した費用を被保険者が負担したことを証明する資料（領収書等）	原本	○

◎・・・・・・提出必須書類

○・・・・・・これらのうち、弊社が求めるもの

## 結婚式総合補償の補償追加特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

#### (1) 祖父母

祖父および祖母をいいます。

## 第2条（特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。

## 第3条（特約による補償範囲の拡大）

弊社は、この特約により、結婚式総合補償特約第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）第1号、第2号および第4号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 被保険者または被保険者の父母、祖父母、兄弟姉妹もしくは子の死亡（子の死亡には、昭和21年厚生省令第42号（死産の届出に関する規程）により届け出なければならない死産（注1）を含みます。）
- (2) 被保険者または被保険者の父母、祖父母もしくは子の、傷害または疾病による入院開始。ただし、入院が継続して7日以上に及んだ場合（注2）に限るものとし、検査のための入院または、保険期間開始前にすでに予定されていた入院（注3）を除きます。
- (4) 火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による、被保険者または被保険者の父母の平時居住する家屋（日本国内の家屋に限ります。）の半壊以上の損害、またはこれに収容される被保険者所有の家財の100万円以上の損害

## 第4条（特約による補償の追加）

弊社は、この特約により、結婚式総合補償特約第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）および第3条（結婚式中止費用保険金における損害の定義）の規定にかかわらず、日本国内における偶然（注1）な事故または事象等により、被保険者がやむをえず、結婚式開催日の150日前までに結婚式開催日を延期した場合においては、被保険者が結婚式の延期に要する費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、10万円を限度に結婚式中止費用保険金の規定を適用して支払います。

（注1）偶然とは、事故または事象の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できず、かつ、被保険者の意思に基づかないことをいいます。

## 第5条（特約による免責金額の不適用）

弊社は、この特約により、結婚式総合補償特約第9条（修理費用保険金の支払額）第1項各号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第6条（修理費用保険金を支払う場合）第1号または第2号に該当する場合  
被保険者が負担した修理費用の額とし、100万円を限度とします。
- (2) 第6条第3号に該当する場合  
被保険者が負担した修理費用の額とし、30万円を限度とします。

## 第6条（特約の中途付帯）

保険契約者は、保険期間が開始して以降（保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収して以降）、この特約の中途付帯を請求することができます。

2. この特約の中途付帯を請求する保険契約者は、その旨を弊社に書面等によって請求するとともに、特約を中途付帯した後の保険料と特約を中途付帯する前の保険料の差額を払い込んでください。

3. 弊社がこの特約の中途付帯を承諾したときは、特約の中途付帯日以降、この特約を適用した補償内容で補償することとします。
4. 特約の中途付帯日以降に、特約の中途付帯日より前に発生した結婚式総合補償特約第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）各号に掲げる事由を直接の原因として結婚式中止した場合の損害については、特約の中途付帯はなかったものとして結婚式中止費用保険金を支払います。この場合において、特約を中途付帯した後の保険料と特約を中途付帯する前の保険料の差額を保険契約者に返金します。
5. 特約を中途付帯した後の保険契約に対する普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期ならびに保険料の払込み）第4項の規定の適用にあたっては、「保険期間」とあるのは「特約を中途付帯した後の保険期間」と、「保険料を領収する前に生じた事故」とあるのは「特約を中途付帯した後の保険料を領収する前に生じた事故」と、「保険金を支払いません」とあるのは「特約の中途付帯はなかったものとして保険金を支払います」と読み替えるものとします。

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

## 結婚式総合補償の保険金額減額特約

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。

#### 第2条（特約による保険金額の減額）

弊社は、この特約により、結婚式総合補償特約第1条（用語の定義）第19号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

##### （19）保険金額

保険証券記載の保険金額（結婚式中止費用保険金の支払限度額）をいい150万円とします。

#### 第3条（特約の中途解約）

保険契約者は、保険期間が開始して以降（保険期間開始時に弊社が保険料を領収していない場合は、弊社が保険料を領収して以降）、この特約のみの解約を請求することができます。

2. この特約の解約を請求する保険契約者は、その旨を弊社に書面等によって請求するとともに、特約解約後の保険料と特約解約前の保険料の差額を払い込んでください。
3. 弊社がこの特約の解約を承諾したときは、特約の解約日以降、この特約を適用しない保険金額で補償することとします。
4. 特約の解約日以降に、特約の解約日より前に発生した結婚式総合補償特約第2条（結婚式中止費用保険金を支払う場合）各号に掲げる事由を直接の原因として結婚式中止した場合の損害については、特約の解約はなかったものとして結婚式中止費用保険金を支払います。この場合において、特約解約後の保険料と特約解約前

の保険料の差額を保険契約者に返金します。

5. 特約解約後の保険契約に対する普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期ならびに保険料の払込み）第4項の規定の適用にあたっては、「保険期間」とあるのは「特約解約後の保険期間」と、「保険料を領収する前に生じた事故」とあるのは「特約解約後の保険料を領収する前に生じた事故」と、「保険金を支払いません」とあるのは「特約の解約はなかったものとして保険金を支払います」と読み替えるものとします。

#### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

## クレジットカード払い特約

#### 第1条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

弊社は、この特約により、弊社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）によって、保険契約者がこの保険契約に定められた保険料を払い込むことを承認します。

2. 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

#### 第2条（クレジットカードによる保険料の払込み）

弊社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下、「有効性の確認」といいます。）を行ったうえで当該申出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）に、保険契約者が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合
  - (2) 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合（ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。）
2. 弊社は、次の各号に掲げる申込方法に応じ、当該各号に定める日に前項の承認を行います。
- (1) 普通保険約款に規定する申込書による申込みの場合には、弊社に申込書が到着した日の翌営業日
  - (2) 普通保険約款に規定する契約情報画面による申込みの場合には、弊社が保険契約者からの契約情報画面の送信を受けた日
3. この特約が付帯された保険契約においては、前項各号に定める承認日の翌日を保険期間の始期日（以下、この条において「始期日」といいます。）とします。ただし、弊社は、保険契約者から承認日の翌々日以降の任意の日を始期日とする指定があった場合で、弊社が承認したときは、その日を始期日とすることができます。
4. 弊社がクレジットカードの有効性の確認ができず、第1項の申出に対する承認を行わない場合は、弊社は、直ちにお電話、契約情報画面または書面により、保険契約者に対しその旨をお知らせします。

### 第3条（カード会社から保険料相当額を領収できない場合）

弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、弊社は、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれている場合は、弊社は、その払い込まれた保険料について保険契約者に請求できないものとします。

2. 前項の規定による請求に対し、保険契約者が遅滞なく弊社に対し当該保険料を払い込んだ場合には、弊社は、承認日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。この場合には、この特約は保険期間の初日に遡ってその効力を失います。
3. 第1項の規定による請求に対し、保険契約者が遅滞なく弊社に対し当該保険料を払い込まなかった場合には、弊社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を引き受けなかったものとして取り扱います。

### 第4条（保険料の返還の特則）

弊社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、弊社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社からの保険料相当額の領収前に保険料を返還します。

- (1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、弊社が前条第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく弊社に当該保険料を払い込んでいる場合
- (2) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれている場合

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

## コンビニエンスストア払い特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

#### (1) コンビニエンスストア

弊社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口をいいます。

#### (2) 払込期日

この保険契約の保険期間の始期日の属する月の翌月末日をいいます。

### 第2条（この特約の適用）

この特約は、保険契約者と弊社との間に、あらかじめ保険料をコンビニエンスストアで払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

### 第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、払込期日までに、保険料の全額をコンビニエンスストアに払い込まなければなりません。

#### 第4条（保険料の領収日）

保険料の領収日は、コンビニエンスストアに払込みが完了した時点の属する日とします。

#### 第5条（保険料不払いの場合の保険契約の不成立）

払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います。

#### 第6条（保険料の返戻の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料の返戻については、弊社が保険料の領収を確認した後に行います。

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

補償内容に関するお問い合わせ

 0120-267-362

【受付時間】9：00～18：00（年末年始除く）

事故にあわれた場合

 0120-169-137

【受付時間】9：00～21：00（年中無休）

 **リスタ少短**

SBI リスタ少額短期保険株式会社  
〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
募集文書番号：BS03-2022-2450（2022年2月）